＼令和8年12月1日受付開始／

65歳以上の方へ

補聴器の購入費を補助します



聞こえにくさを感じている方のコミュニケーションを
支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。



補助額 購入費の2分の1以内

上限 22,000円

対象者　次の❶～❸をすべて満たす方

❶ 菰野町内に住所を有する65歳以上の方で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である方
※医師が必要と認めた場合は40デシベル未満の方も対象となります。

❷ 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持・向上が見込まれると医師が認めた方

❸ 聴覚障害を理由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方

補助対象となるもの

補聴器本体・電池・充電器・イヤモールド など
※付属品のみの購入、修理費などは対象外です。

！購入前に申請が必要です！

町から補助金の交付決定通知を受けた後に補聴器を購入してください。
補助金の交付を受けた方も、5年経過後は再申請できます。

※予算に達し次第、終了する場合があります

申請方法は裏面へ

＼補助金交付までの手続き／

STEP1 申請書類を準備
申請に必要な書類を準備します。
※申請書などは町のホームページからダウンロードできます。

STEP2 医療機関を受診
聴力検査などを受け、医師意見書を作成してもらいます。
※医師意見書の作成は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。

STEP3 見積書を作成
補聴器販売店などで、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらいます。

STEP4 補助金の交付申請
必要書類をそろえて、健康福祉課へ申請します。

STEP5 補助金の交付決定通知
町が申請内容を審査し、交付の可否を通知します。

STEP6 補聴器を購入
補助金の交付決定通知を受け取った後に購入します。

STEP7 補助金の交付請求
購入後、領収書などの必要書類を添えて補助金を請求します。

⚠ ご注意ください

- 補聴器は交付決定前に購入しないでください。
- 付属品のみの購入や修理費は対象外です。
- 申請方法や必要書類については、事前に健康福祉課 059-391-1125 へお問い合わせください。
- 受診費用、医師意見書作成料など申請にかかる経費は全額自己負担になります。
- 補聴器は、購入に当たり聴力や使用状況に応じた調整等に時間を要する場合があります。補聴器の購入及び補助金の請求は、交付申請をした年度内に行う必要がありますので、余裕をもって早めに申請してください。

補聴器の購入費用に係る医療費控除について

※町の補助制度とは別の制度です

補聴器の購入費用は、医療費控除の対象となります。医師による診療や治療のために直接必要な補聴器の購入費用は、一定の要件を満たす場合、確定申告により医療費控除を受けられます。補聴器相談医が「補聴器適合に関する診療情報提供書 (2018)」により、診療等のために補聴器が必要であることを証明した場合などが対象となります。詳しい要件や申告方法については、四日市税務署へお問い合わせください。

菰野町役場 健康福祉課
介護高齢福祉係
お問い合わせはこちら
電話の受付時間
9:00~16:30
059-391-1125
059-394-3423